



2023年8月10日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	ジ ー ニ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	工 藤 智 昭
	(コード番号：6562 東証グロース)	
問 合 せ 先	上 級 執 行 役 員 (CFO) 兼	菊 川 淳
	投 資 戦 略 部 部 長	
		(TEL. 03-5909-8177)

当社等の執行役員に対する株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社のグループ会社の執行役員（国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の執行役員」という。）を対象とした新たな株式インセンティブ制度として、「従業員向け株式給付信託（RS交付型）」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

当社は、当社等の執行役員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上および企業価値の増大への貢献意欲を一層高めること、および当社等の執行役員の在職中に株式を交付し、退職までの譲渡制限を付すことで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度を導入いたします。

2. 本制度の概要

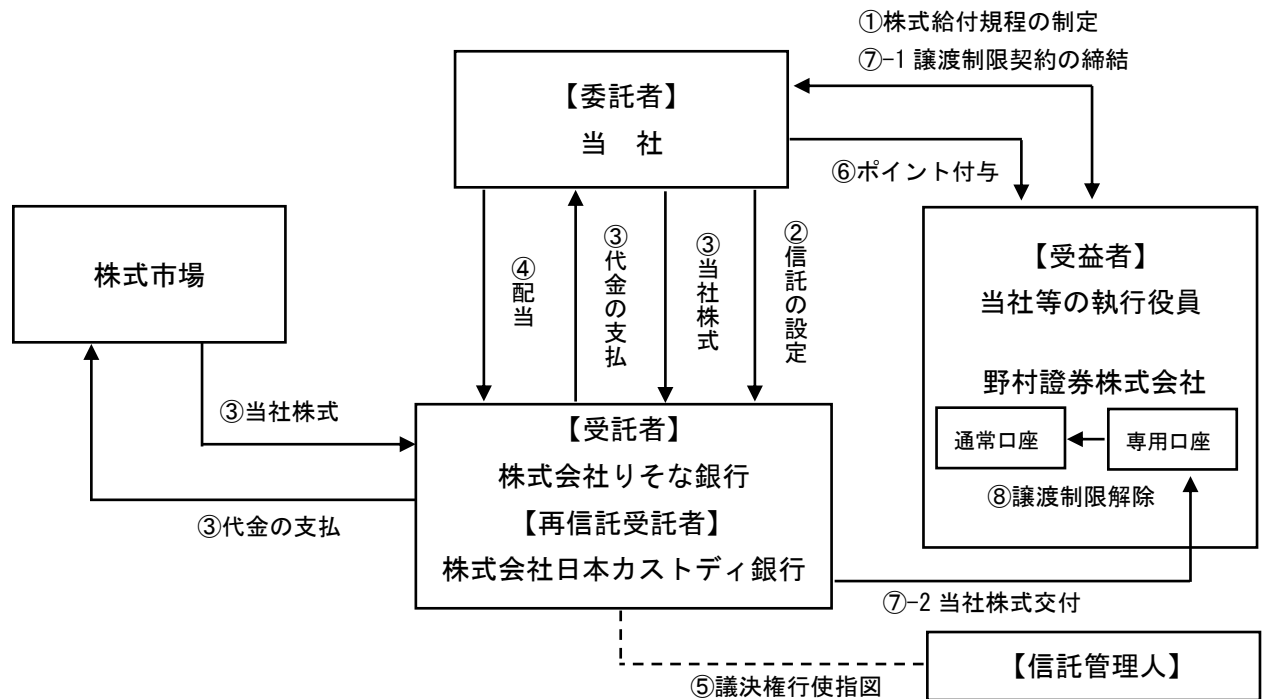
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、当社および当社のグループ会社の取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づいて、当社等の執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（以下、「当社株式」という。）を、本信託を通じて、当社等の執行役員に交付する仕組みです。

なお、当社等の執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、株式給付規程に定める一定期間（以下、「対象期間」という。）経過後とし、当社等の執行役員が在

職中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と当社等の執行役員との間で譲渡制限契約を締結の上、退職時までの譲渡制限を付すこととします。

本信託設定に係る金銭は全額を当社が拠出するため、当社等の執行役員の負担はありません。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社のグループ会社は、本制度の導入に際し、株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場（立会外取引を含む）を通じてまたは、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、本信託設定時は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 当社等の執行役員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づき、業績貢献度および期待度等により、ポイントが付与されます。
- ⑦ 対象期間終了後に株式給付規程に定める受益者要件（譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした当社等の執行役員に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式を交付します。なお、交付される当社株式については、原則、当社と当社等の執行役員との間で、交付日から退職日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結し、当社等の執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。但し、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たす場合には、譲渡制限契約を締結せず、当社株式を交付します。また、当社株式の交付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付する場合があります。
- ⑧ 当社は、当社等の執行役員の退職時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制

限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。)

※受益者要件を充足する当社等の執行役員への当社株式の交付により、本信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

<参考>

1. 本信託契約の内容

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託 (R S 交付型)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 当社等の執行役員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 2023年8月28日(予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 2023年8月28日(予定)
- (9) 信託の期間 : 2023年8月28日(予定)から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

2. 本信託の設定時における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式取得資金として信託する金額 : 189,950,000円
- (3) 取得する株式の総数(上限) : 145,000株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日 : 2023年8月28日(予定)

以上